

2018年12月20日

各 位

広島県安芸高田市吉田町常友1210番地
広島北部農業協同組合
代表理事組合長 小田 良則

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、休眠預金等活用法という。）に基づく預金保険機構への休眠預金等の移管に関する公告

当組合は、休眠預金等活用法第3条第1項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、下記のとおり公告します。

記

1. 対象となる預金

2009年1月から2009年6月までの間に最終異動日等のあった預金等

2. 預金保険機構への納期限

2019年12月20日

※上記納期限は、休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

3. 留意事項

- 上記2の納付の日において、上記1の預金等に係る預金者の債権は消滅いたします。
- 消滅した債権については、上記1の預金等に係る預金者であった者は、その旨を申し出ることによって預金保険機構に対して支払を請求することができます。詳細につきましては、当組合（電話番号 0826-42-1111）までご連絡ください。

以 上